

SMBC (CHINA) NEWS



2021年1月15日

税務総局、全国の新規納税者を対象に増値税専用発票を電子化

国家税務総局は2020年12月20日、《新規納税者における増値税専用発票電子化の実施関連事項に関する公告》（国家税務総局公告2020年22号、以下、本公告）を公布しました。本公告は2020年12月21日より施行されています。

国家税務総局は、2015年より増値税普通発票を対象として発票（インボイス）の電子化を段階的に推進してきましたが、2020年9月1日、増値税専用発票（以下、専用発票）についても寧波・石家荘・杭州において電子化の試行を開始しました。

今般、本公告により、当該試行に基づく専用発票の電子化が全国に拡大され、第一段階は2020年12月21日より上海・天津などの11地区、第二段階は2021年1月21日より北京などの25地区において実施されます。発票発行者の対象は新規納税者で、発票受領者の範囲は全国となります。

本公告では、電子専用発票は発票専用印に代えて電子署名を採用し、法的効力・基本用途・基本的な使用規定は紙ベースの増値税専用発票と同一であると明確化しています。また、企業や個人は、専用のプラットフォームを通じて電子専用発票情報・電子署名の有効性を確認することができます。

このほか、本公告は、発票発行に必要な専用の税務UKey、赤字電子専用発票、電子専用発票による増値税仕入税額の控除申告や輸出税還付の申請などについても規定しています。

1. 専用発票電子化の経緯

開始日	地区	発行者	受領者
2020年9月1日	寧波・石家荘・杭州	新たに設立・登記する納税者（新規納税者）	2020年12月20日以前は規定地区のみ
2020年12月21日	天津・河北・上海・江蘇・浙江・安徽・広東・重慶・四川・寧波・深圳などの11地区	新規納税者	全国 上記試行地区の受領者範囲も全国へ拡大
2021年1月21日	北京・山西・内モンゴル・遼寧・吉林・黒竜江・福建・江西・山東・河南・湖北・湖南・広西・海南・貴州・雲南・チベット・陝西・甘肅・青海・寧夏・ウイグル・大連・厦門・青島などの25地区	新規納税者	全国

※ 新規納税者の具体的な範囲は、国家税務総局の各省・自治区・直轄市および計画単列市税務局が確定

SMBC (CHINA) NEWS



2. 専用発票電子化の概要

電子専用発票	<ul style="list-style-type: none"> ● 発票専用印に代えて電子署名を採用し、その法的効力・基本用途・基本的な使用規定などは、紙ベースの増値税専用発票（以下、紙ベース専用発票）と同一 ● 発票コードは12桁、発票番号は8桁で、年度・回次に基づき作成
発行	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規納税者は、税務 UKey を統一で受領して、紙ベースの増値税普通発票、増値税電子普通発票、紙ベース専用発票、電子専用発票、紙ベースの自動車販売統一発票・中古車販売統一発票を発行 ● 税務機関は、新規納税者に無料で税務 UKey を交付し、増値税電子発票公共サービスプラットフォームにより、納税者に無料の電子専用発票発行サービスを提供 ● 発票受領者が紙ベース専用発票を要求する場合、発行者は、紙ベース専用発票の発行が必須
赤字電子専用発票	<ul style="list-style-type: none"> ● 納税者は、電子専用発票の発行後、販売済商品の返品・発票の発行ミス・課税サービスの中止・売上の値引などの場合、以下のフローで赤字電子専用発票を発行 <ol style="list-style-type: none"> ① 購入者または販売者（納税者）が増値税発票管理システム（以下、発票管理システム）より「赤字増値税専用発票発行情報表」（以下、情報表）を記入・アップロード <ul style="list-style-type: none"> ・ 購入者が電子専用発票を控除申告に使用済の場合、購入者が発票管理システムより「情報表」を記入・アップロード（青字電子専用発票情報は記入不要） ・ 購入者が電子専用発票を控除申告に未使用の場合、販売者が発票管理システムにおいて「情報表」を記入・アップロード（青字電子専用発票情報も記入） ② 税務機関の情報システムによる自動検証 <ul style="list-style-type: none"> ・ 税務機関はネットワークを通じて「情報表」を受取、システム自動検証の通過後、「赤字発票情報表番号」のある「情報表」が形成 ③ 赤字電子専用発票の発行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 販売者は、税務機関のシステム検証通過済の「情報表」に基づき、発票管理システムにおいて売上負数にて赤字電子専用発票を発行 ・ 購入者が電子専用発票を控除申告に使用済の場合、暫時、「情報表」上の増値税税額を当期の売上税額から除き、赤字電子専用発票を販売者から取得後、「情報表」と合わせて記帳エビデンスに
発行後の確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 全国増値税発票検査プラットフォーム (https://inv-veri.chinatax.gov.cn) を通じて電子専用発票を確認可能 ● 全国増値税発票検査プラットフォームを通じて増値税電子発票のフォーマット・ファイルリーダーをダウンロードし、電子署名の有効性を検証可能
電子発票による清算・記帳・保管	<ul style="list-style-type: none"> ● 「財政部 国家档案局：電子会計証憑の清算・記帳・保管の規範化に関する通知」（财会[2020]6号）の規定に基づき執行

以上

SMBC (CHINA) NEWS



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

ご照会先

本店：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心11階 TEL：86-(21)-3860-9000
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路8号 上海万都中心12階 1、12、13号 TEL：86-(21)-2219-8000
 上海自貿試験区出張所：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心15階15T21室 TEL：86-(21)-2067-0200
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室 TEL：86-(24)-3128-7000
 北京支店：北京市朝陽区光華路1号 北京嘉里中心北楼16階1601号室 TEL：86-(10)-5920-4500
 天津支店：天津市和平区南京路189号 津匯広場2座12階 TEL：86-(22)-2330-667
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路28号 蘇州高新國際商務広場12階 TEL：86-(512)-6606-6500
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西2号 國際大廈16楼 TEL：86-(512)-6288-5018
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道333号 科創大廈8楼 TEL：86-(512)-5235-5553
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路399号 台協國際商務広場2001-2005室 TEL：86-(512)-3687-0588
 杭州支店：杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢5階 TEL：86-(571)-2889-1111
 広州支店：広州市天河区華夏路8号 國際金融広場12階/電話 TEL：86-(20)3819-1888
 深圳支店：深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場二座23層 TEL：86-(755)-2383-0980
 重慶支店：重慶市江北區慶雲路1号 國金中心T1并公楼20階单元1、15-18 TEL：86-(23)-8812-5300
 大連支店：大連市西崗区中山路147号 森茂大廈4楼-A室 TEL：86-(411)-3905-8500